様式第6号（第6条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

国民健康保険資格確認書返還通知書

国民健康保険法施行規則第27条の5の2第1項の規定により、資格確認書を返還してください。なお、国民健康保険施行規則第27条の5の2第3項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は、資格確認書が返還されたものとみなします。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　返還する資格確認書の記号・番号

２　返還期限　　　　　　　年　　　月　　日

３　返還場所

４　返還を求める理由

５　返還後の措置

６　滞納理由の届出

※高校生世代以下の世帯員の資格確認書については、引き続き療養の給付を行いますので返還の必要はありません。

（教示）

(1)　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、通知のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(2)　(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。